

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2019年7月10日
【会社名】	株式会社フィスコ
【英訳名】	FISCO Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 狩野 仁志
【本店の所在の場所】	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目4番30号
【電話番号】	03-5774-2440
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 松崎 祐之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 1,399,983,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	7,179,400株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による募集(以下「本件株式」といいます。)は、2019年7月10日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	7,179,400株	1,399,983,000円	699,991,500円
一般募集			
計(総発行株式)	7,179,400株	1,399,983,000円	699,991,500円

(注) 1. 本件株式の募集は第三者割当の方法により割当てます。なお、発行価額の総額を金銭以外の現物出資による方法(デット・エクイティ・スワップ(以下「DES」といいます。))により割当てます。

2. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であり、会社計算規則第14条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。

3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容

株式会社ネクスグループ(以下「ネクスグループ」といいます。)の当社に対する金銭債権の元本

1,400,000,000円のうち1,399,983,000円を対象として新株の割当を行います。なお、当社元本残高17,000円ならびに未払利息は債務となります。

DES対象のネクスグループからの借入金

2019年7月10日現在

借入日	返済期日	借入金	利率	借入金残高
2017年12月14日	2020年12月13日	400,000,000円	2.0%	250,000,000円
2019年1月30日	2022年1月29日	150,000,000円	2.0%	150,000,000円

(注) 上記借入金の当初返済期日につきまして、ネクスグループとの2019年7月10日付金銭消費貸借の返済期限の変更合意書に基づき、本件株式の払込期日である2019年7月31日に変更しております。

借入本件債権の発生経緯は以下のとおりです。

(1) 2017年12月14日に当社が、グループ全体の収益を図るための仮想通貨の運用を目的として、仮想通貨に関する投資実績を有していた株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ

(以下「ヴァルカン」といいます。)の株式取得費用とヴァルカンにおける運用資金を当社における資金繰りの状況において手元資金では賅えきれなかったため、ネクスグループより400,000,000円の借入を行いました。その後は一部返済を行い、現時点においては250,000,000円の借入金残高となっております。

(2) 2019年1月30日に当社持分法適用関連会社の株式会社フィスコ仮想通貨取引所(以下「FCCCE」といいます。)に対する同社の運転資金として、当社の資金繰りの状況において手元資金では賅えきれなかったため、当社がネクスグループより150,000,000円の借入を行った上で、FCCCEへ貸付を行っております。

(3) DESの対象となる債権は、ネクスグループ及び当社との2017年12月14日付金銭消費貸借契約書に基づくネクスグループが当社に対する貸付金債権の元本金残高250,000,000円および2019年1月30日付金銭消費貸借契約書に基づくネクスグループが当社に対する貸付金債権の元本金150,000,000円を2019年7月10

日付金銭消費貸借の返済期限の変更合意書に基づき、当社がネクスグループに対し、2019年7月31日までに支払うべきものとされた金400,000,000円としております。

D E S 対象のネクスグループからの債権譲渡代金未払金目録

2019年7月10日現在

契約日	返済期日	債権譲渡代金
2019年7月10日	2019年7月31日	1,000,000,000円

(注) 上記、ネクスグループからヴァルカンに対する貸付金の当初返済期日につきまして、ネクスグループと当社の2019年7月10日付債権譲渡契約書に基づき、当社がネクスグループに対して債権譲渡代金の未払債務となっております。

債権譲渡代金に利息は付しておりません。なお、本件債権の発生経緯は以下のとおりです。

- (1) 2017年12月17日ヴァルカンが、株式会社イーフロンティア(以下「イーフロンティア」といいます。)から仮想通貨売買契約に基づく売買代金の支払に代えて、2017年11月1日付ネクスグループからイーフロンティアとの金銭消費貸借契約に基づくイーフロンティアの借入債務1,000,000,000円および利息につき免責の債務引受契約を締結し、ネクスグループがヴァルカンに対して債権を有しております。また、当社はネクスグループに対して借入金債務に対し、連帯保証契約を締結しております。
- (2) 2018年4月に返済期限が到来していましたが、ヴァルカンおよび当社における資金繰りの状況から返済期限に返済する手元資金が不足していたため、ネクスグループとの交渉により2019年4月まで返済期限を延長し、2018年9月の当社発行の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「第1回CB」といいます。)により調達した資金のうち700,000,000円をヴァルカンに貸付し、同社において仮想通貨運用を行いました。2018年9月以降も仮想通貨の価格が低調に推移したことに加え、2018年11月に価格が大幅に下落したことなどの影響を受け、思うような運用収益を上げることが出来ず、ネクスグループへの返済資金を捻出することが困難であります。
- (3) 2019年4月に再度返済期限が到来しましたが、上記(2)の状況により、当社及びヴァルカンにおいて返済する手元資金が不足している状況になっており、現在の当社およびヴァルカンの事業収益から生まれるキャッシュ・フローからの弁済では相当な時間を要することから、ネクスグループがヴァルカンに対する貸付債権を当社が債権譲渡を受け、その譲渡代金である未払債務をこのたびの現物出資の対象となる金銭債権としております。

現物出資の目的となる財産については、会社法上、原則として検査役若しくは弁護士、公認会計士又は税理士等による調査が義務付けられておりますが、現物出資の目的となる財産が増資を行う会社に対する金銭債権である場合については、会計帳簿によりその実在性が確認でき、帳簿残高の範囲内である場合には、検査役又は専門家による調査を要しないこととされております(会社法第207条第9項第5号)。但し、同号が適用される金銭債権は、弁済期が到来しているものに限られるため、現物出資の対象となる貸付金元本債権の弁済期および債権譲渡代金の支払期日を、いずれも払込期日(2019年7月31日)において本第三者割当増資を実施する時点とすることを2019年7月10日付に合意しております。このため、本第三者割当増資における金銭債権の現物出資につき、検査役又は専門家による調査は行いません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
206円	103円	100株	2019年7月26日～ 2019年7月31日		2019年7月31日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。なお、発行価額の総額1,399,983,000円の全額を金銭以外の財産の現物出資(D E S)による方法で割当てます。
2. 発行価格は、本新株発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は699,991,500円であります。
3. 金銭以外の財産の現物出資(D E S)による払込については、申込期間内に現物出資の目的となる当社に対する金銭債権および連帯保証債権を払込期日付で払込に充当する旨を総数引受契約にて合意することにより、現物出資の目的とされた当社に対する金銭債権及び連帯保証債権は、払込期日の到来を以て本新株式の払込に充当され消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号

(4)【払込取扱場所】

金銭以外の財産を現物出資の方法としているため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
	6,500,000円	

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記費用、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本第三者割当増資は、金銭以外の財産の現物出資(DES)によるものであるため、手取額はありません。
 なお、現物出資の目的となる債権に係る金銭の使途及び当該使途への充当状況は以下のとおりです。現物出資の目的となる債権の内容につきましては、「2 株式募集の方法及び条件 (1) 募集の方法 (注) 3. 金銭以外の財産の現物出資の目的とする財産の内容」をご参照ください。

現物出資による資金の具体的な使途	金額(円)	支出予定時期
現物出資による債務の株式化(DES)	1,399,983,000円	2019年7月

- (注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

わが国経済は、中国経済の減速や米中貿易摩擦など、海外の不安定な政治動向や地政学リスクが与える影響や輸出低迷および設備投資の伸びの鈍化を受け、景気の先行きは依然不透明な状態がみられるものの、企業収益の回復や堅調な雇用環境を受け個人消費は底堅く推移したことを背景に緩やかな回復基調で推移致しております。

当社の事業領域である情報サービス業界では、企業収益の回復を背景に、クラウドやビッグデータ、IoT、AI、ブロックチェーン等の技術を活用した設備投資やIT投資は堅調に推移しております。当社グループにおいては引き続きビットコインを中心とした暗号資産(仮想通貨)の情報、交換所、同システム、金融仲介機能を網羅し、IoTと産業分野への融合なども含めて、暗号資産(仮想通貨)による一気通貫のサービス提供を可能とすることを成長戦略とし、先行投資を行っております。2018年10月に、当社の持分法適用関連会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所(以下、「FCC E」といいます。)がテックビューロ株式会社と、「Zaif」事業を譲り受ける内容の事業譲渡契約を締結し、利用者の事業譲渡に対する承認手続き(引継ぎ手続き)は、2019年4月22日をもって、終了しております。また、停止していたサービスのビットコインキャッシュ(BCH)およびMONA(モナコイン)の入出金を再開しており、今後もFCC E「Zaif取引所」では、停止しているサービスの早期再開を目指し更なる組織的、体系的な安全性を確保した暗号資産(仮想通貨)サービスの提供に努めています。

そのような中、当社は、2018年9月に当社子会社の株式会社ヴァルカン・クリプト・カレンシー・フィナンシャル・プロダクツ(以下「ヴァルカン」といいます。)において暗号資産(仮想通貨)のトレーディング、AIトレーディングシステムによる運用、アービトラージ取引及び証拠金取引の運用資金および、情報サービス事業のプラットフォームサービスの向上による安定的な収益の確保、サービスの多角化を図るためのシステムの開発・システム利用料ならびに、内部管理体制強化を図る目的で、投資事業有限責任組合デジタルアセットファンド(以下「デジタルアセットファンド」といいます。)及び株式会社実業之日本社(以下、「実業之日本社」といいます。)を割当先とする当社第1回CB1,000百万円を発行しております。調達した資金は資金使途に沿って使用しており、その充当の状況については、以下の表1の通りです。当社から、ヴァルカンへの貸付金の全額を暗号資産(仮想通貨)のトレーディング、AIトレーディングシステムによる運用、アービトラージ取引及び証拠金取引の運用資金に充当しましたが、2018年9月以降も暗号資産(仮想通貨)の価格が低調に推移したことに加え、2018年11月に価格が大幅に下落したことなどの影響を受け、ヴァルカンにおいて

は、2018年12月期、売上高(暗号資産(仮想通貨)の自己売買等による損失)マイナス390百万円を計上した結果、605百万円の債務超過となりました。また、当社が2018年10月10日公表の「持分法適用関連会社における事業の譲受けに関するお知らせ」にて、F C C Eがテックビューロ株式会社から仮想通貨交換所「Z a i f」事業を譲り受けるための資金調達方法として、F C C Eの親会社である株式会社フィスコデジタルアセットグループにて総額4,200百万円の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を発行し、ヴァルカンが1,100百万円を引き受け、このうち858百万円は、ヴァルカンがF C C Eに対して有する暗号資産(仮想通貨)売買代金請求権を充当し、残りの242百万円は手元資金にて払込を行っております。

一方で、内部管理体制の強化につきましては、2018年9月以降、コンプライアンス部門、内部監査室等の管理部門にて6名の人材採用を行うと共に外部専門家の協力のもと、引き続き内部管理体制の強化を図っております。

当社は、2018年12月期において最終赤字が1,267百万円、有利子負債残高が2,450百万円、純資産は190百万円となり、2019年12月期第1四半期において、当社単体で最終利益が赤字、有利子負債残高が2,654百万円、純資産は128百万円という状況になっております。有利子負債の返済については、現在の事業収益から生まれるキャッシュ・フローからの弁済では相当な時間を要すこと、今後の成長戦略分野への継続的な先行投資を行っている状況を踏まえ、有利子負債の返済については、直近で当社の解決すべき経営課題となっております。このため、有利子負債の圧縮及び資本の増強を検討した結果、2019年2月27日付の取締役会において、2019年7月1日を効力発生日として、当社連結子会社でブランディング、コミュニケーションアイデアの創造を通じて、企業コミュニケーション戦略を立案・実践する総合広告代理店事業を展開している株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー(以下「F D A C」といいます。)及び「企業調査レポート」、「アニュアルレポート」、「C S R レポート」、「株主通信」等のコミュニケーションツール業務を中核とした、I R 支援サービス事業を展開している株式会社フィスコI R (以下「F I R」といいます。)を吸収合併することを決議し、当社が、F D A Cに対し借入金274百万円、同じくF I Rに対し借入金810百万円の有利子負債について、当社と吸収合併することにより、借入金1,084百万円の債務圧縮が可能となることに加えて、約500百万円の自己資本の増加を見込んでおります。このほか、当社として営業リソースを集約し、当社グループが持つ顧客ネットワーク(金融機関16社、事業会社457社)を集中的に活用することで成長に向けての新たな戦略展開を行い、管理部門の統合による経費の削減、意思決定の迅速化を図り、効率的な経営を行うべく、事業の再編を推し進めております。

また、当社発行の第1回C Bにつきまして、割当先であるデジタルアセットファンドおよび実業之日本社に対し、有利子負債圧縮のため、早期の新株予約権の株式への転換行使の検討を依頼しておりましたが、行使価格261円に対し、当社株価が2019年年初来200円を割り込んでおり、直近株価も低い状況下においては、デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社G D 代表取締役 田中英治氏及び実業之日本社 代表取締役 岩野裕一氏との協議の中で、株式への転換は投資判断としては難しい意向を示されておりました。当社としましては、2020年9月の償還日まで期限はあるものの、ネクスグループを割当予定先とするD E Sについて、現状の親子関係では、会社法会社法135条の親会社株式の取得の禁止に該当することから、当社として、第1回C Bの買入消却を行い、その買入対価として、当社が保有するネクスグループ株式をデジタルアセットファンドおよび実業之日本社に対し、売却することにより、当社とネクスグループの親子関係を解消し、ネクスグループを割当先とするD E Sを可能とするとともに、第1回C Bの早期の有利子負債の圧縮に最適であると判断いたしました。デジタルアセットファンド無限責任組合員株式会社G D 代表取締役 田中英治氏及び実業之日本社 代表取締役 岩野裕一氏ならびに同社の親会社である株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス 代表取締役 城丸修一氏に対し、当社の早期の有利子負債の圧縮のために第1回C Bの買入消却の買入対価として、ネクスグループ株式を売却することについてご理解をいただいております。また、今後の当社グループの発展性や事業成長性についても評価をいただきました。

なお、このネクスグループ株式の売却につきまして、2019年7月8日付にてデジタルアセットファンドに対し、2,553,000株を実業之日本社に対し、1,702,000株の株式譲渡契約を締結しております。この売買による売却損は約140百万円を見込んでおり、ネクスグループが当社の連結子会社から持分法適用関連会社への異動に伴い、当社連結上の事業規模は縮小しますが、本第三者割当と組み合わせることにより、当社の有利子負債の圧縮及び資本の増強の課題の解決が一気に図ることが可能となり、当社の財務状況を改善し、主力事業である情報サービス事業の安定的な収益の確保、暗号資産(仮想通貨)にかかるサービス提供に特化した成長戦略を推進することが、当社の中長期的に安定した経営基盤を構築することにつながると考えております。

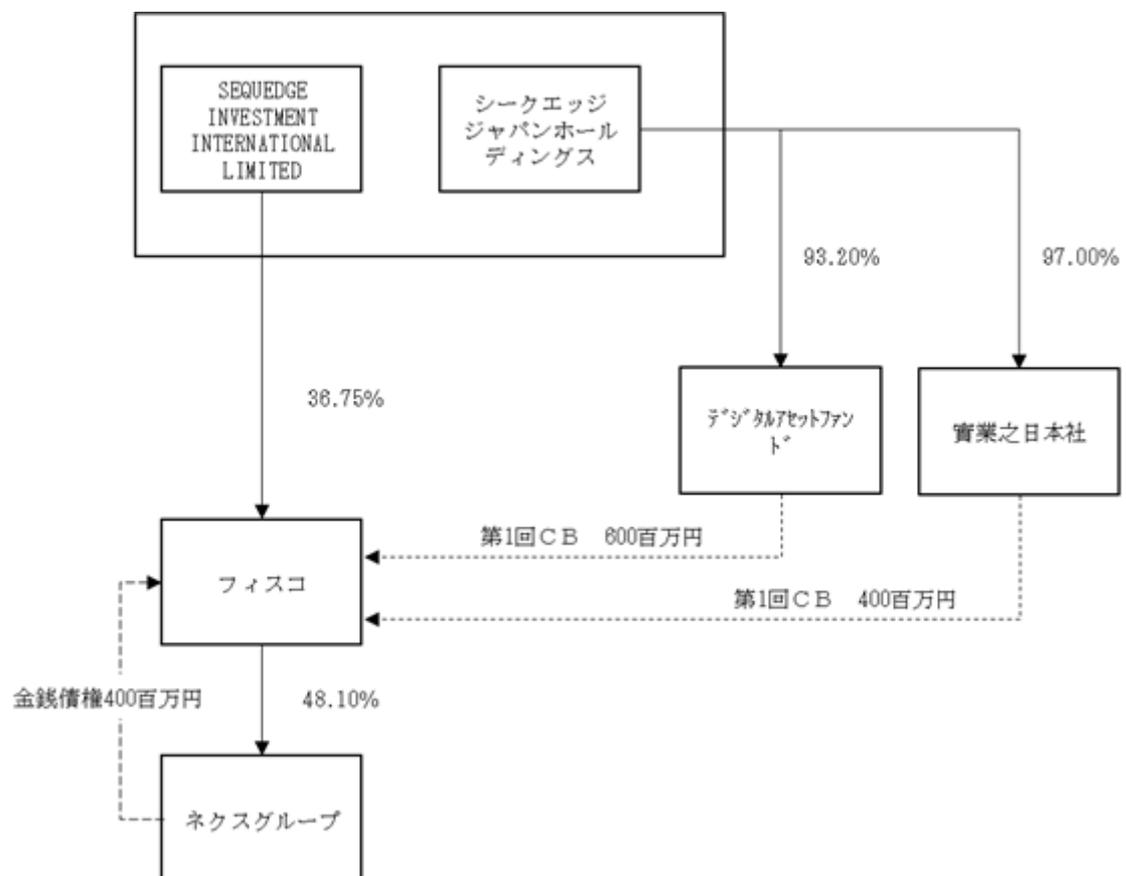
本第三者割当は、債務の株式化(D E S)の手法を採用するため、資金の調達はありませんが、当社の有利子負債の圧縮と資本の増強を行い、本第三者割当は、債務の株式化(D E S)の手法を採用するため、株式の希薄化が生じることになりますが、上述のとおり、本第三者割当による有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に行うことは、既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益にも資するものと考え、合理的だと判断いたしました。

表1 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の資金使途および支出時期

具体的な使途	金額	支出予定時期
1. ヴァルカンへの貸付 貸付先での使途：暗号資産(仮想通貨)のトレーディング、A Iトレーディングの運用、アービトラージ取引及び証拠金取引	700百万円	支出済み 2018年9月
2. 株式会社ネクス・ソリューションズへのシステム開発利用料・機能拡充費用	200百万円	117百万円支出済み 2018年9月～2021年7月
3. 内部管理体制強化及び採用費用、プロモーションコスト費用	93.8百万円	50百万円支出済み 2018年9月～2019年8月
合計	993.8百万円	

本第三者割当増資による今後の資本構成図

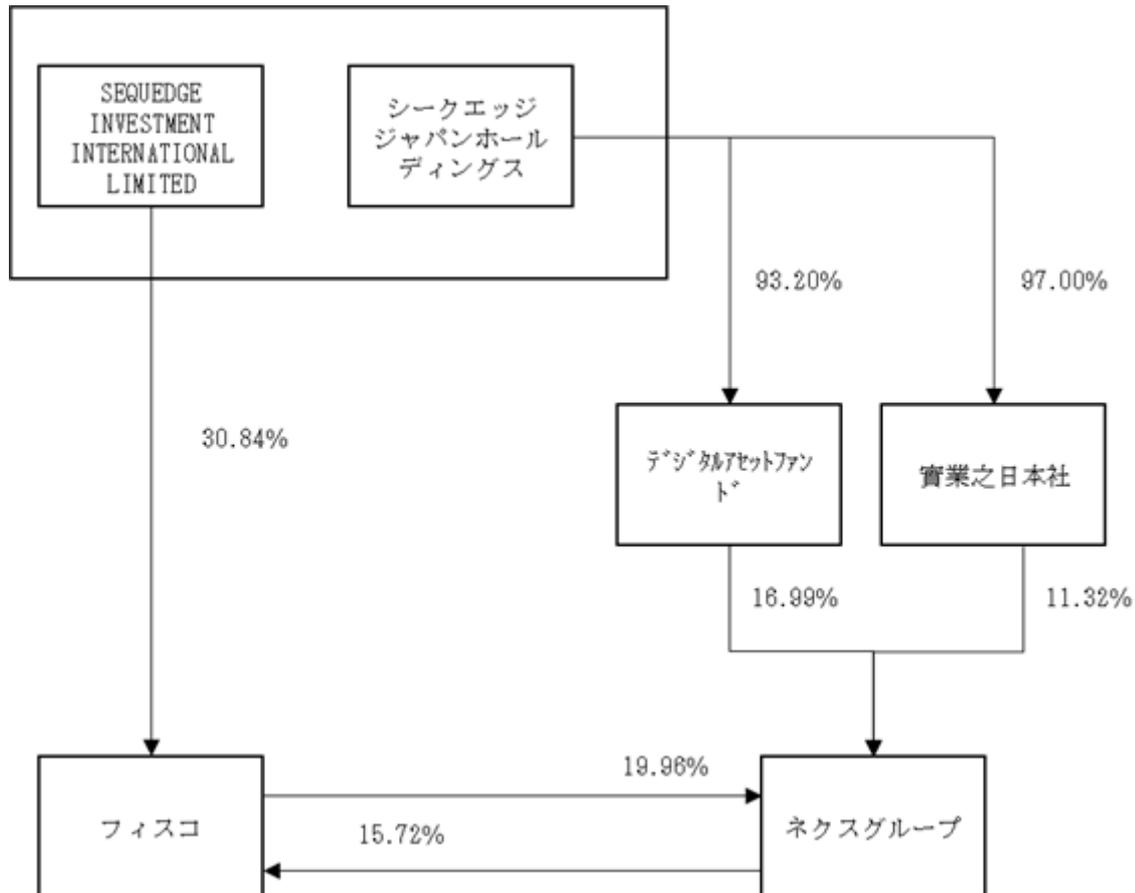
本第三者割当増資前の資本構成図(2019年7月5日現在)



本第三者割当増資後の資本構成図(2019年7月31日予定)

2019年7月8日 フィスコ発行の第1回C Bを買い消却し、買入対価をネクスグループ株式の売却代金で相殺実施

2019年7月31日(予定) ネクスグループ保有の金銭債権のD E Sを実施



第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社ネクスグループ			
本店の所在地	岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1			
代表者の役職及び氏名	代表取締役 秋山 司			
資本金	10,000,000円			
事業の内容	農業ICTの企画、開発、販売介護、リハビリロボット等の企画、開発、販売			
主たる出資者及びその出資比率	株式会社フィスコ 48.51%			
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書	事業年度 (第35期)	自 2017年12月1日 至 2018年11月30日	2019年2月26日 東北財務局長に提出
	四半期報告書	(第36期 第1四半期)	自 2018年12月1日 至 2019年2月28日	2019年4月12日 東北財務局長に提出
提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	当該会社は、当社の持分法適用関連会社となります。		
	人事関係	当社取締役の深見修が当該会社の取締役を兼務しております。また、当社、子会社の株式会社フィスコ・キャピタルの取締役の石原直樹および齊藤洋介が当該会社の取締役を兼務しております。		
	資金関係	当社は、当該会社より2019年7月10日現在借入金400,000,000円および債権譲渡代金の未払金1,000,000,000円があります。		
	技術関係	該当事項はありません。		
	取引関係	該当事項はありません。		

(2) 割当予定先の選定理由

本第三者割当増資の目的は、当社の有利子負債の圧縮と資本の増強を同時に行うことにより、当社グループが中長期的に安定した成長軌道を確認するために、事業再編および中核事業の拡大を強力に推し進めると同時に、今後の成長戦略分野への継続的な先行投資を踏まえ、本第三者割当の増資によって資本の強化を行い、財務基盤の安定化を図ることで、金融機関からの設備投資資金の確保にあります。そのために、以下の検討を行い、本第三者割当による債務の株式化(D E S)の方法を選択いたしました。

当社は、2019年12月期第1四半期において当社単体ベースで、純資産は128百万円という状況になっており、有利子負債は2,654百万円あり、子会社のF D A Cからの借入金274百万円、同じくF I Rからの借入金810百万円およびネクスグループからの借入金400百万円ならびに第1回無担保転換社債型新株予約権付社債1,000百万円となっております。加えて、2019年4月に再度返済期限が到来しましたネクスグループからヴァルカンに対する貸付金について、ヴァルカンにおいて返済する手元資金が不足している状況になっており、現在の当社およびヴァルカンの事業収益から生まれるキャッシュ・フローからの弁済では相当な時間を要すことから、2019年7月にネクスグループからヴァルカンに対する貸付債権1,000百万円を当社が債権譲渡を受け、その譲渡代金である未払債務をこのたびの現物出資の対象となる金銭債権としております。この中でF D A CおよびF I Rを2019年7月に吸収合併することにより借入金1,084百万円の債務圧縮が可能となることに加えて、500百万円ほど自己資本の増加が見込まれておりますが、まだ十分な資本の増強とは言えず、さらなる資本増強策が必要と考えており、当社の現状では、自己資本を早急に増加させることが最優先課題であると判断し、エクイティ・ファイナンスを検討いたしました。

グループ借入明細

借入先名	借入日	返済期日	借入金額	利率	借入金残高
(株)シャンティ	2017年5月31日	2020年5月30日	168,000,000	2.00%	18,000,000
(株)シャンティ	2018年7月20日	2020年7月19日	17,000,000	2.00%	17,000,000
(株)ネクスグループ	2017年12月14日	2020年12月13日	400,000,000	2.00%	250,000,000
(株)ネクスグループ	2019年1月30日	2022年1月29日	150,000,000	2.00%	150,000,000
(株)フィスコIR	2016年9月30日	2017年9月29日 (期日変更) 2020年9月29日	60,000,000	2.00%	30,000,000
(株)フィスコIR	2016年11月29日	2017年11月28日 (期日変更) 2020年11月28日	6,000,000	2.00%	6,000,000
(株)フィスコIR	2016年11月30日	2017年11月29日 (期日変更) 2020年11月29日	44,000,000	2.00%	44,000,000
(株)フィスコIR	2017年3月22日	2018年3月21日 (期日変更) 2021年3月21日	30,000,000	2.00%	30,000,000
(株)フィスコIR	2017年3月22日	2018年3月21日 (期日変更) 2021年3月21日	30,000,000	2.00%	30,000,000
(株)フィスコIR	2017年3月29日	2020年3月28日	30,000,000	2.00%	30,000,000
(株)フィスコIR	2017年12月8日	2020年12月7日	360,000,000	2.00%	360,000,000
(株)フィスコIR	2018年3月28日	2021年3月27日	120,000,000	2.00%	120,000,000
(株)フィスコIR	2019年1月15日	2022年1月14日	50,000,000	2.00%	50,000,000
(株)フィスコIR	2019年1月31日	2022年1月30日	90,000,000	2.00%	90,000,000
(株)フィスコIR	2019年2月25日	2022年2月24日	20,000,000	2.00%	20,000,000
(株)フィスコダイヤモンド エージェンシー	2014年1月30日	2015年1月29日 (期日変更) 2021年1月29日	200,000,000	2.00%	79,000,000
(株)フィスコダイヤモンド エージェンシー	2017年6月26日	2020年6月25日	35,000,000	2.00%	35,000,000
(株)フィスコダイヤモンド エージェンシー	2019年2月25日	2022年2月24日	10,000,000	2.00%	10,000,000
(株)フィスコダイヤモンド エージェンシー	2017年5月31日	2020年5月30日	150,000,000	2.00%	150,000,000

注) シャンティからの2017年5月31日借入金168,000,000円のうち、150,000,000円は、2019年2月25日付でF D A Cへ債権譲渡されております。

エクイティ・ファイナンスについては、公募増資、または株主割当増資、第三者割当増資かを検討いたしました。2018年12月期および2019年12月期第1四半期の当社の業績低迷及び現在の財務状況では、公募による増資は難しく、また株主割当増資は、当社の直近の株価動向も考慮した場合に、既存株主が株主割当に応じていただけることが不透明であり、当社が課題とする資本の増強が確実に図れないことから難しいと判断し、第三者割当増資を選択いたしました。そこで、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の転換をデジタルアセットファンドおよび実業之日本社に対し、株式への転換を打診しましたが、行使価格261円に対し、直近株価が低い状況下においては、株式への転換は投資判断としては難しい意向を示されました。そのような中、ネクスグループからの借入金債務の株式化(D E S)の可能性を検討いたしました。

検討段階において、ネクスグループは、当社の連結子会社であり、C P S 1 / I o Tに関連する事業を強化しており、第4次産業革命におけるC P Sの実現に向けた新たなサービスへの取り組みに注力しております。当社グループとして、I o T、A I、ブロックチェーン等の技術を活用した分野で協業しております。

当社は、ネクスグループの代表取締役副社長 石原直樹氏に対し打診し、当社の財務状況および今後の経営方針等を説明し、貸付金の回収可能性についてネクスグループ内で検討いただいた結果、当社の株式を保有することに一定の合理性があると判断していただき、D E S に応じていただける旨の承諾を得ました。しかし、ネクスグループとしても、当社の子会社のままでの株式の持合には慎重な対応の必要があるとのことで、石原氏から顧問弁護士等に確認したところ、D E S について、会社法会社法135条の親会社株式の取得の禁止に該当することから、協議の場において、石原氏より口頭で資本関係の見直しの提案がありました。このため、当社としまして、デジタルアセットファンドおよび実業之日本社に対し、第1回C B の買入消却を行い、当社が保有するネクスグループ株式をデジタルアセットファンドおよび実業之日本社へ売却する方法により、第1回C B の買入消却の買入対価として充当することで、債務の圧縮と資本の強化を図ることが可能となります。これにより、2019年12月期第1四半期における当社単体ベースでの、有利子負債は2,654百万円から、当社とF D A C およびF I R 合併後の当社単体ベースでの有利子負債は745百万円となり、大幅な財務基盤の安定化につながることで、ならびに、当社の事業拡大と中長期的に安定した収益を確保するために、本第三者割当増資は必要不可欠であり、本第三者割当増資を通して、当社の企業価値向上に資するとの考えに対し、ネクスグループの代表取締役副社長 石原直樹氏からもご理解を頂いており、本第三者割当増資の割当先として選定いたしました。

1「C P S」とは、現実世界(Physical Part)の制御対象の様々な状態を数値化し、仮想世界(Cyber Part)において定量的に分析することで新しい知見を引き出し、さらに現実世界へフィードバックするといった概念

(3) 割り当てようとする株式の数

本第三者割当増資による発行株式数7,179,400株(議決権数71,794個)は、2019年7月1日現在の発行済株式の総数である38,597,322株(議決権数385,023個)に対して、18.60%(議決権における割合18.65%)であります。

(4) 株券等の保有方針

割当予定先の保有方針に関しましては、当社との間で継続保有に関する保有方針に関して、特段の取決めをしておりますが、経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的としており、株式の一部を売却する場合には、可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却する旨表明いただいております。

(5) 払込みに要する資金等の状況

本第三者割当は、債務の株式化(D E S)の手法を採用するため、割当予定先からの払込みについては、全額当社に対する金銭以外の財産の現物出資の方法によるものであり、金銭による払込みは行われません。なお、現物出資の目的となる財産は、ネクスグループが当社に対して有する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認しました。

(6) 割当予定先の実態

割当予定先であるネクスグループは、当社持分法適用関連会社であり、東京証券取引所市場ジャスダックスタンダードにその株式を上場しており、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」においても、「反社会的な勢力とは、取引関係その他一切の関係を持たないこと、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応で臨み、これらの脅威に屈しないことを基本方針としております。また、これらを明記した行動規範を全役職員に配布した上で、適宜、社内説明会を実施することで、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方の周知徹底を図っております。」としており、当社は、割当予定先及び割当予定先の役員が反社会的勢力等と一切の関係が無い事を確認し、社会的信用力は十分であると判断いたしました。なお、割当予定先からは、本第三者割当増資における株式の引受けにあたり、反社会的勢力と一切の関係を有しないことについて表明及び保証並びに確約を得ております。

2【株券等の譲渡制限】

当該事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本普通株式の払込金額(本普通株式1株につき195円)については、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2019年7月9日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株の終値である195円といたしました。なお、発行価額195円は、当社の取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値200.05円に対して2.52%のディスカウント、同3ヶ月間の終値平均値195.17円に対して0.09%のディスカウント、同6ヶ月間の終値平均値195.47円に対して0.24%のディスカウントとなります。発行価額は過去の平均価額に対して1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月ともディスカウントとなっております。2019年7月8日に当社第1回CBの買入消却の買入対価として、当社が保有するネクスグループ株式をデジタルアセットファンドおよび實業之日本社へ売却する方法により、ネクスグループが当社連結子会社から持分法適用関連会社へ異動となり、業績の下方修正を公表したことを受け、直前取引成立日の当社の株価への影響を踏まえた結果、直前取引成立日終値が、客観的な市場取引により形成された株価であり、当社の株式価値を反映しているものと判断しております。これらのことから本普通株式の発行価格は特に有利な金額には該当しないものと考えております。なお、本件取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役3名)全員が本普通株式の発行価格については、本第三者割当により、当社の有利子負債の圧縮と資本の増強が図れ、当社が安定した成長軌道を確認し事業の収益性の向上が期待され、企業価値向上を図ることができれば、既存株主のデメリットを最小限に抑えることができるものと思われることから、当社株式の価値を表す客観的な値である取締役会決議直前日の株価を基準とすることに妥当性が認められ、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」も勘案の上、当社の経営状況および本第三者割当を実行することによる連結業績の減少と当社の大幅な財務状況の改善の効果を総合的に検討した結果であり、会社法第199条第3項に定める特に有利な金額には当たらない旨の意見を述べております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資にて発行される当社の株式数は7,179,400株(議決権数71,794個)であり、2019年7月1日現在の当社の発行済株式総数38,597,322株(議決権の総数は385,023個)に対して18.60%(議決権の総数に対しては18.65%)となり、当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。当社株式に一定程度で希薄化が生じることとなります。当社株式の直近1か月間の1日当たりの平均出来高は771,855株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は542,473株、直近6か月間の1日当たりの平均出来高は595,028株、となっており、一定の流動性を有しております。また、ネクスグループの取得する当社株式数7,179,400株の売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に一定の影響は及ぼすものと考えられます。しかしながら、ネクスグループに対しては、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない旨の意向を示している事を口頭で確認し、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、本第三者割当ての規模及び希薄化の程度並びに当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えております。なお、当社とネクスグループとの間における本第三者割当増資にて発行される新株式について、払込期日であります2019年7月31日から2年間以内にその全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき確約を得る予定であります。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED	ROOM 1135-1139,SUN HUNG KAI CENTRE,30 HARBOUR ROAD,WANCHAI HONG KONG	14,090,000	36.75%	14,090,000	30.84%
株式会社ネクスグループ	岩手県花巻市櫛ノ目第2地割32 番地1	-	-	7,179,400	15.72%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	988,200	2.58%	988,200	2.16%
株式会社サンジ・インターナ ショナル	東京都千代田区内幸町1丁目1 番1号	788,000	2.06%	788,000	1.72%
狩野 仁志	東京都渋谷区	785,600	2.05%	785,600	1.72%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K	754,902	1.97%	754,902	1.65%
株式会社カイカ	東京都目黒区大橋1丁目5-1	575,000	1.50%	575,000	1.26%
THOMSON REUTERS (MARKET) SA	153 ROUTE DE THONON.1245 COLLONGE-BELLERIVE GENEVA SWITZERLAND	550,000	1.43%	550,000	1.20%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K	511,198	1.33%	511,198	1.12%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番 地	323,200	0.84%	323,200	0.71%
計	-	19,366,100	50.51%	26,545,500	58.11%

(注) 1. 所有株式数につきましては、2018年12月31日時点の株主名簿に記載された数値を記載しております。

2. 2018年12月31日現在の発行済株式総数は38,436,000株であります。なお、2019年7月1日のF D A C及びF I Rとの合併により、161,322株増加しており、現在の発行済株式総数は38,597,322株であります。

3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位での割合を記載しております。

4. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2018年12月31日現在の議決権数383,414個に、2019年7月1日付の合併により増加した議決権数(1,609個)を加えた385,023個に、本第三者割当増資により増加する議決権数(71,794個)を加えた数で除して算出した割合です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

当社は、本日、本第三者割当は、債務の株式化（D E S）に係る取締役会決議の後に、割当予定先との間で株式総数引受契約を締結しております。

第三部【追完情報】

第1 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第25期）及び四半期報告書（第26期第1四半期、提出日2019年5月15日）（以下「有価証券提出日等」といいます。）に記載された「発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年7月10日）までの間に、会社法第447条第1項および第448条第1項の規定に基づき、資本金および資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損額の補填に充当しております。

2018年12月31日現在の資本金	減少額	2019年5月1日現在の資本金
1,269,358千円	1,169,358千円	100,000千円

第2 事業等のリスクについて

有価証券提出日等に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2019年7月10日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（2019年7月10日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

第3 最近の業績の概要

第36期第2四半期会計期間（自 2019年1月1日 至 2019年6月30日）における売上高の見込みは以下のとおりです。なお、下記の数値につきましては決算確定前の暫定的な数値であり、変動する可能性があります。

売上以外の数値につきましては、現時点で精査中であり、記載を行うことにより投資家の皆様の判断を誤らせるおそれがあるため、記載しておりません。また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりません。

会計期間	売上高
自 2019年1月1日 至 2019年6月30日	4,929百万円

第4 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第25期）提出日（2019年3月28日）以降、本有価証券届出書提出日（2019年7月10日）までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

（2019年4月2日提出）

1 提出理由

2019年3月28日開催の当社第25回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2019年3月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、狩野仁志、中村孝也、松崎祐之、深見修、佐藤元紀及び木呂子義之の各氏を選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、森花立夫及び望月真克を選任するものであります。

第3号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、UHY東京監査法人を選任するものであります。

第4号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振替え、欠損額の補填に充当いたします。

1. 資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金	1,269,358,951円のうち1,169,358,951円
資本準備金	115,242,636円のうち115,242,636円

2. 剰余金処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	1,445,130,015円
----------	----------------

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金	1,445,130,015円
---------	----------------

(3) 処分後の剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金	73,224,906円
繰越利益剰余金	0円

3. 日程

(1) 取締役会決議日	2019年2月27日
(2) 株主総会決議日	2019年3月28日
(3) 債権者異議申述最終期日	2019年4月30日(予定)
(4) 効力発生日	2019年5月1日(予定)

第5号議案 第3回新株予約権の行使期間を延長する件

2011年9月16日開催の当社臨時株主総会で承認及び2012年8月6日開催の当社取締役会で決議し、ストックオプションとして発行した第3回新株予約権について、本総会終結の時ににおいて当社の取締役、従業員または関係会社の取締役である者が保有する新株予約権の権利行使期間を延長するものであります。

第6号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案					
狩野 仁志	188,248	3,587	-	(注)1	可決 98.12
中村 孝也	189,521	2,314	-		可決 98.78
松崎 祐之	189,463	2,372	-		可決 98.75
深見 修	189,470	2,365	-		可決 98.76
佐藤 元紀	189,470	2,365	-		可決 98.76
木呂子 義之	189,585	2,250	-		可決 98.82
第2号議案					
森花 立夫	189,876	1,960	-	(注)1	可決 98.97
望月 真克	188,608	3,228	-		可決 98.31
第3号議案	189,707	2,129	-	(注)1	可決 98.88
第4号議案	189,325	2,472	-	(注)2	可決 98.68
第5号議案	189,050	2,786	-	(注)2	可決 98.54
第6号議案	188,715	3,121	-	(注)2	可決 98.36

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2019年4月2日提出)

1 提出理由

当社は、2019年3月28日開催の第25回定時株主総会において、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に関し、会計監査人の選任を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称
UHY東京監査法人

退任する監査公認会計士等の名称
東光監査法人

(2) 異動の年月日

2019年3月28日

(3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日
2018年3月29日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
該当事項はありません。

(5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である東光監査法人は、2019年3月28日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。これに伴い、その後任として新たにUHY東京監査法人を会計監査人として選任するものであります。

監査役会がUHY東京監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、当社グループがビットコインを中心とした暗号資産(仮想通貨)に関連するサービス提供を成長戦略としており、また当社グループ会社が従前より海外に事業展開している現状を踏まえ、国内のみならず海外に複数の拠点をもち、グローバルな会計監査を行っている会計監査人をいくつか比較検討したところ、UHY東京監査法人が最も当社のニーズに合致した会計監査を行っていただけると判断したためであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。

(2019年4月19日)

1 提出理由

2019年4月12日付で株式会社カイカ(以下、「カイカ」といいます。)が株式会社アイスタディ(以下、「アイスタディ」といいます。)を公開買付けにより連結子会社化することに伴い、カイカ及びアイスタディが共に出資しているフィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合(以下、「フィスコキャピタル1号」といいます。)への合計出資比率が85.7%となり、カイカがフィスコキャピタル1号を持分法適用関連会社から連結子会社とする結果、当社において特定子会社の異動が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	: フィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合
住所	: 東京都港区南青山五丁目4番30号
無限責任組員	: 株式会社フィスコ・キャピタル
出資の額	: 350百万円
事業の内容	: 普通社債、転換社債型新株予約権付社債、株式等の取得によって利息、配当又は売却による利益を得る

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前: 50百万円(うち間接所有分10百万円)

異動後: 50百万円(うち間接所有分10百万円)

(注) 議決権の数に代えて出資額を記載しております。

総株主等の議決権に対する割合

異動前: 14.29%(うち間接所有分2.86%)

異動後: 14.29%(うち間接所有分2.86%)

(注) 議決権に対する割合に代えて出資額の割合を記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社及び当社の連結子会社である株式会社フィスコ・キャピタル(以下、「フィスコ・キャピタル」といいます。)のフィスコキャピタル1号投資事業有限責任組合(以下、「フィスコキャピタル1号」といいます。)への合計出資比率は14.29%であるものの、フィスコ・キャピタルが組合の投資先の意思決定を行う無限責任組合員を務めていることから、実質的な支配の観点から連結子会社としておりました。一方、2019年4月12日付で株式会社カイカ(以下、「カイカ」といいます。)が株式会社アイスタディ(以下、「アイスタディ」といいます。)を公開買付けにより連結子会社化することに伴い、カイカ及びアイスタディが共に出資しているフィスコキャピタル1号への合計出資比率が85.7%となり、カイカがフィスコキャピタル1号を持分法適用関連会社から連結子会社とする結果、フィスコキャピタル1号は当社の特定子会社でなくなることとなりました。

異動の年月日 : 2019年4月12日

(2019年7月5日)

1 提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2019年2月27日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社である株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー(以下、「FDAC」といいます。)及び株式会社フィスコIR(以下、「FIR」といいます。)を当社が吸収合併することに伴い、合併効力発生日(2019年7月1日)において、FDAC及びFIRから受け入れた純資産と、当社が所有する同社株式(抱合せ株式)の帳簿価額との差額を「抱合せ株式消滅差益」として特別利益に計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年12月期第3四半期連結会計期間において計上する特別利益の詳細及び2019年12月期連結業績に与える影響につきましては、現在精査中のため、確定し次第速やかにお知らせいたします。

(2019年7月8日)

1 提出理由

2019年7月8日開催の当社の取締役会において、当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却すること、その買入対価として、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの株式の一部を譲渡することを決議いたしました。これにより、当社において特定子会社の異動が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社ネクスグループ
住所 : 岩手県花巻市柵ノ目第2地割32番地1
代表者の氏名 : 代表取締役社長 秋山 司
資本金 : 10百万円
事業の内容 : 農業ICTの企画、開発、販売 介護リハビリロボット等の企画、開発、販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 72,297個(うち間接所有分 - 個)

異動後 : 29,747個(うち間接所有分 - 個)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 48.51%(うち間接所有分 - %)

異動後 : 19.96%(うち間接所有分 - %)

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 2019年7月8日開催の当社の取締役会において、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却すること、その買入対価として、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの株式の一部を譲渡することを決議いたしました。当該会社の純資産の額が当社の純資産の額の100分の30以上に相当するため、特定子会社に該当いたします。

異動の年月日 : 2019年7月8日

(2019年7月9日)

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2019年7月8日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の買入消却の対価として、当社の連結子会社である株式会社ネクスグループの株式の一部を譲渡したことに伴い、関係会社株式の売却損として特別損失を計上する見込みとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、2019年12月期第3四半期連結会計期間において計上する特別損失の詳細及び2019年12月期連結業績に与える影響につきましては、現在精査中のため、確定し次第速やかにお知らせいたします。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第25期)	自 2018年1月1日 至 2018年12月31日	2019年3月28日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第26期第1四半期)	自 2019年1月1日 至 2019年3月31日	2019年5月15日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年3月28日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌也	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川 和志	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	照井 慎平	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの2018年1月1日から2018年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社ネクスグループは、同社が保有する株式会社カイカの株式の一部を、2019年1月17日から2019年1月25日の間に売却した。また、同社は2019年3月20日開催の取締役会で、2019年3月20日から2019年4月10日までに同株式を売却することを決議し、売却を開始している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー及び連結子会社である株式会社フィスコIRをそれぞれ吸収合併することを決議した。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、資本金の額の減少及びこれにより生ずる剰余金を2019年12月31日の欠損の填補に充てることを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、会社がストックオプションとして発行した第3回新株予約権の権利行使期間を延長することを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
5. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、会社及び関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
6. 重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社である株式会社チチカカは、2019年3月22日開催の取締役会において、同社を会社分割することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィスコの2018年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フィスコが2018年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は開示すべき重要な不備があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 1．会社は、内部統制報告書に記載のとおり、持分法適用会社である株式会社フィスコ仮想通貨取引所が、2018年11月22日付で仮想通貨取引所Zaif事業を譲り受けているが、仮想通貨取引所Zaif事業の財務報告に係る内部統制の一部について、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。
 - 2．内部統制報告書に記載のとおり、上記仮想通貨取引所Zaif事業の全社的な内部統制に係る内部統制に開示すべき重要な不備が存在しているが、将来の財務諸表に重要な虚偽記が発生する可能性があることにより開示すべき重要な不備としたものであり、当期の連結財務諸表に当該不備に起因した影響はない。
- 上記による財務諸表監査に及ぼす影響はない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年3月28日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 昌也	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	早川 和志	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	照井 慎平	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの2018年1月1日から2018年12月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィスコの2018年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社フィスコダイヤモンドエージェンシー及び連結子会社である株式会社フィスコIRをそれぞれ吸収合併することを決議した。
 2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、資本金の額の減少及びこれにより生ずる剰余金を2019年12月31日の欠損の填補に充てることを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
 3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、会社がストックオプションとして発行した第3回新株予約権の権利行使期間を延長することを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
 4. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年2月27日開催の取締役会において、会社及び関係会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てることを決議した。本事項は2019年3月28日開催の定時株主総会で承認されている。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年5月14日

株式会社フィスコ

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指定社員 公認会計士 谷田 修一 印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鹿目 達也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィスコの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2019年1月1日から2019年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フィスコ及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)を、当第1四半期連結会計期間から適用しており、比較情報の修正再表示を行い、影響額を注記している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の2018年12月31日をもって終了した前連結会計年度の第1四半期連結会計期間及び第1四半期連結累計期間に係る遡及適用前の四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2018年5月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2019年3月28日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。